



# 神戸市バリアフリー基本構想

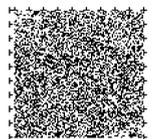
## 事業計画編



令和8年3月 策定

### 目次

1. 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定方針.....	1
(1) 選定の考え方.....	1
(2) 重点整備地区の選定方針.....	1
(3) 生活関連施設の選定方針.....	2
(4) 生活関連経路の選定方針.....	3
2. 重点整備地区の設定状況.....	4
(1) 事業を設定する重点整備地区(目標年次令和12年度).....	4
(2) 事業設定の無い重点整備地区一覧.....	4
3. 事業設定の考え方.....	5
(1) 移動等円滑化基準に基づく整備.....	5
(2) 当事者参画による事業計画.....	5
4. 三宮地区事業計画.....	6
(1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧.....	6
(2) 重点整備地区図.....	8
(3) 実施事業.....	10
5. 垂水地区事業計画.....	11
(1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧.....	11
(2) 重点整備地区図.....	13
(3) 実施事業.....	13
6. 岡場地区事業計画.....	14
(1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧.....	14
(2) 重点整備地区図.....	15
(3) 実施事業.....	16
7. ソフト事業計画.....	17
(1) ソフト事業計画の概要.....	17
(2) 公共交通事業者及び施設設置管理者等の事業計画.....	17
(3) 心のバリアフリーに関する事業計画.....	18



# 1. 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定方針

## (1) 選定の考え方

重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路のそれぞれに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という）」上の要件が設けられていることから、これらの考え方に沿って基本構想の対象を選定します。

本基本構想においては、駅前周辺の事業計画が進んでいるエリアを「重点整備地区」に設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

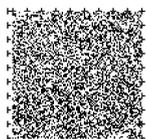
## (2) 重点整備地区の選定方針

### <重点整備地区の要件（バリアフリー法第2条第24号）>

- 生活関連施設を含み、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等）についてバリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 重点整備地区においてバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

### <本市における重点整備地区選定の考え方>

- 複数のまちづくり事業が進行している地区
- 多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺及び、最寄りの鉄道駅舎を含む地区
- 区役所最寄りの鉄道駅から徒歩圏内として概ね半径500mの範囲の地区



### (3) 生活関連施設の選定方針

#### <生活関連施設の要件(バリアフリー法第2条第23号イ)>

- 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- 具体的な施設については、地域の実情を勘案して選定することが必要

#### <本市における生活関連施設等選定の要件>

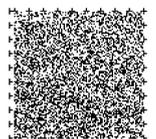
- 相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる旅客施設、建築物、路外駐車場
- 重点整備地区内にある都市公園、屋外の緊急避難場所となる公園
- 区役所最寄りの鉄道駅舎を中心とした概ね半径500m以内に立地する主要な施設

#### <本市における生活関連施設選定の考え方>

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設・大規模な中長距離バスターミナル
- 各区の区役所を中心とする市の主な施設、並びに公共建築物を中心に、床面積2,000㎡以上の福祉・医療・文化教養施設、及び教育機関、その他上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設
- 他の生活関連施設と隣接するなど、一定の条件を満たす公共施設である公園・路外駐車場
- 民間施設については、床面積2,000㎡以上の病院、または集配機能のある郵便局を選定

#### <その他の主要施設選定の考え方>

- 地域の施設としての役割が強く、地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい場合、生活関連経路では結ばないものの、バリアフリー化の必要性が高い施設



#### (4) 生活関連経路の選定方針

##### <生活関連経路選定の要件(バリアフリー法第2条第23号ロ)>

- 生活関連施設相互間の経路

##### <本市における主要な生活関連経路選定の考え方>

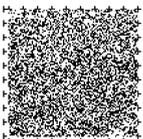
- 旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、目標年次を定めて高齢者、障がい者等の円滑な移動等を確保できる経路(概ね道路移動等円滑化基準を満たす経路)

##### <本市における準生活関連経路選定の考え方>

- 旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路

##### <本市におけるその他の生活関連経路の考え方>

- 物理的な整備課題等があり、当面の整備は困難であるが、生活関連施設間を結ぶ経路として今後も課題解決に向けた検討を必要とする経路



## 2. 重点整備地区の設定状況

### (1) 事業を設定する重点整備地区(目標年次令和12年度)

重点整備地区の選定方針より、以下の地区においてバリアフリー化事業を実施します。

地区	区	中心とする駅	設定の考え方
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅	・駅周辺の事業計画が進行 ・神戸市役所、中央区役所等が立地
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅	・既設定の未実施事業あり(継続管理のため設定) ・垂水区役所等が立地
岡場地区	北区	神戸電鉄岡場駅	・駅周辺の事業計画が進行 ・北神区役所等が立地

### (2) 事業設定の無い重点整備地区一覧

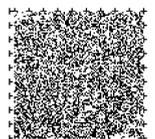
本市では、平成24年からバリアフリー基本構想を定めて、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。また、これまでの取り組みは、定期開催している神戸市バリアフリー推進会議にて検証を行い、おおむねの事業完了を確認しました。

このため、下表に整理した重点整備地区は、新たな事業設定は行わないものとしませんが、残された事業の進捗管理を引き続き行うとともに、大規模な事業計画等が計画された際には再度事業設定を行うこととします。

重点整備地区	区	中心とする駅	目標年度
住吉地区	東灘区	JR 住吉駅、新交通住吉駅	令和2年度
六甲道地区	灘区	JR 六甲道駅	令和2年度
湊川地区	兵庫区	神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅	令和2年度
鈴蘭台地区	北区	神戸電鉄鈴蘭台駅	令和2年度
長田地区	長田区	神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅	令和2年度
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅	令和2年度
名谷地区		地下鉄名谷駅	令和7年度
西神中央地区	西区	地下鉄西神中央駅	令和7年度

※各地区の範囲や対象施設・経路については、神戸市ウェブサイト(以下 URL)に掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/kekaku/universal/newbarrierfree/index.html>



### 3. 事業設定の考え方

#### (1) 移動等円滑化基準に基づく整備

本計画に基づくバリアフリー化事業の設定にあたっては、既存施設の状況確認を行うとともに、以下の施設整備の際に準拠する基準等を参考として、具体の整備内容を定めます。

##### 【施設整備の際に準拠する基準等】

###### <移動等円滑化基準等>

- 公共交通移動等円滑化基準 (平成18年12月15日制定/国土交通省令第111号)
- 建築物移動等円滑化基準 (平成18年12月8日制定/政令第379号第10条)
- 建築物移動等円滑化誘導基準 (平成18年12月15日制定/国土交通省令第114号)
- 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月19日制定/国土交通省令第115号)
- 路外駐車場移動等円滑化基準 (平成18年12月15日制定/国土交通省令第112号)
- 道路移動等円滑化基準 (平成18年12月19日制定/国土交通省令第116号)
- 道路移動等円滑化占用基準 (平成18年12月19日制定/国土交通省令第117号)
- バリアフリー信号機等基準規則 (平成18年12月8日制定/国家公安委員会規則第28号)

###### <ガイドライン等>

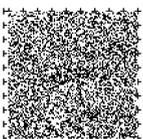
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (令和6年3月改訂/国土交通省)
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (令和7年5月改正/国土交通省)
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (令和4年3月改訂/国土交通省)
- 道路の移動等円滑化に関するガイドライン (令和6年1月改定/国土交通省)
- 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル (平成28年改訂/神戸市)

###### <兵庫県条例等>

- 福祉のまちづくり条例 (令和7年3月25日改正)
- 福祉のまちづくり条例 施行規則 (令和7年3月31日改正)
- 福祉のまちづくり条例逐条解説(特定施設整備編) (令和7年6月改訂)

#### (2) 当事者参画による事業計画

事業の計画にあたっては、市職員による現地確認のほか、高齢者・障がい者等の当事者や地元住民等の意見を反映するため、地区別に当事者参加型の調査(まち歩き調査・意見交換会等)を行い、生活関連施設や生活関連経路の課題を把握します。また、把握した課題をもとに施設設置管理者等と相談の上、バリアフリー化事業を設定します。



## 4. 三宮地区事業計画

### (1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧

#### 1) 生活関連施設の一覧

三宮地区の生活関連施設は、以下のとおりです。

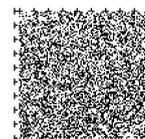
区 分		施 設	
生活 関 連 施 設	鉄道旅客 施設	重点整備地区内の鉄道駅舎・バスターミナル	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅、新たなバスターミナル
	官公庁 施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	神戸市役所、中央区役所
	福祉施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	こうべ市民福祉交流センター
	医療施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの	三聖病院
	文化教養 施設	床面積 2,000 ㎡以上のもの	中央区文化センター、市立博物館、こども本の森 神戸、(仮称)新・神戸文化ホール、(仮称)新三宮図書館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	東遊園地、みなとのもり公園
	路外 駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	三宮駐車場、三宮中央通り駐車場
	その他	床面積 2,000 ㎡以上の集配機能のある郵便局。その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	磯上体育館
主 要 施 他 設 の	公園	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	

生活関連施設数

22施設

その他の主要施設

0施設

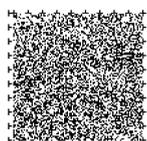


## 2) 生活関連経路の一覧

三宮地区の生活関連経路は、以下のとおりです。

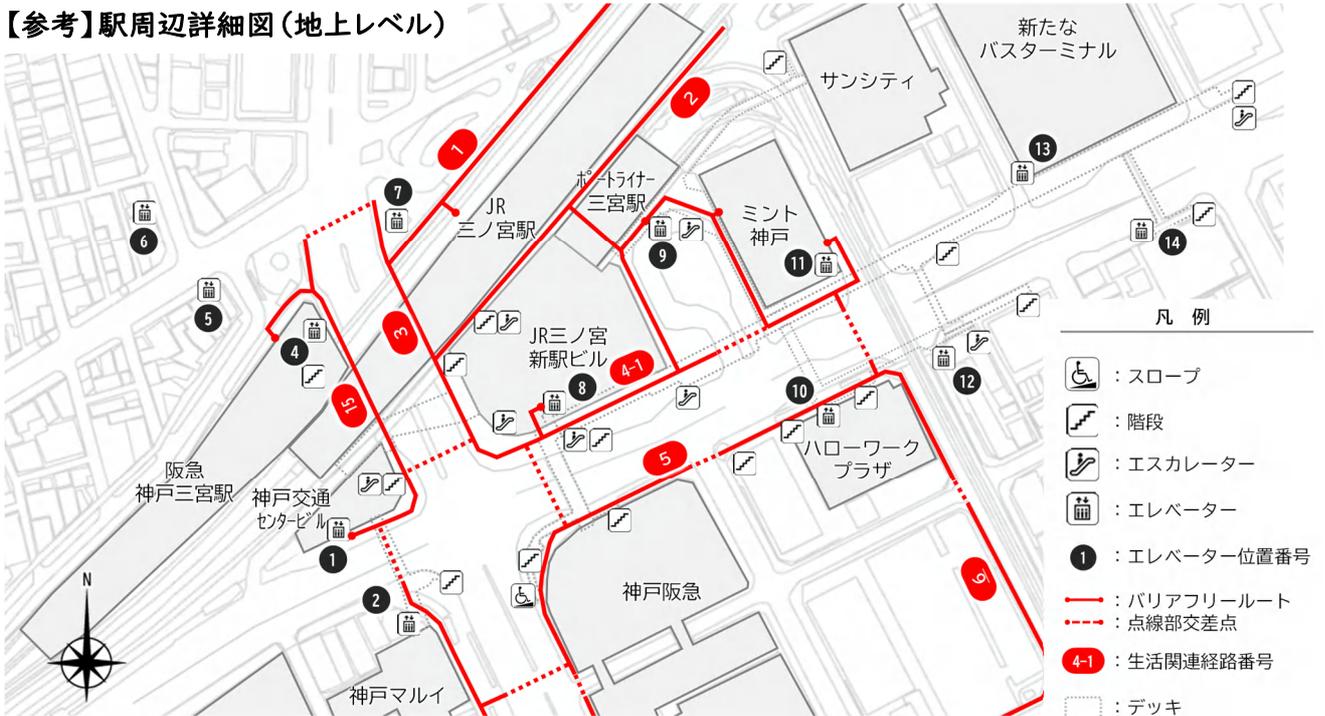
番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	若菜神戸駅線	神戸市	準	260
2	葺合南150号線		主要	210
3	新神戸停車場線(東側)		主要	630
4-1	神戸明石線(北側)		主要	370
4-2	デッキ上の経路	神戸市・民間	主要	550
5	神戸明石線(南側)	神戸市	主要	370
6	国道2号	国土交通省	主要	200
7	葺合南34号線	神戸市	主要	210
8	国道2号	国土交通省	主要	230
9	葺合南31号線	神戸市	主要	150
10	葺合南50号線		主要	130
11	葺合南27号線		主要	110
12	磯辺線		主要	80
13	磯辺線		主要	410
14	国道2号	国土交通省	主要	180
15	新神戸停車場線(西側)	神戸市	主要	960
16	三宮中央通り線		主要	190
17	京橋線		主要	60
18	京橋線(京町線)		主要	350
19	花時計線		主要	60
20	東町線		主要	130
21	新神戸停車場線(東側)		主要	100

経路区分	内容	合計	
		経路数	延長
主要	主要な生活関連経路を示す。	21 経路	5,940m
準	準生活関連経路を示す。	1 経路	260m
その他	その他の生活関連経路を示す。	0 経路	0m

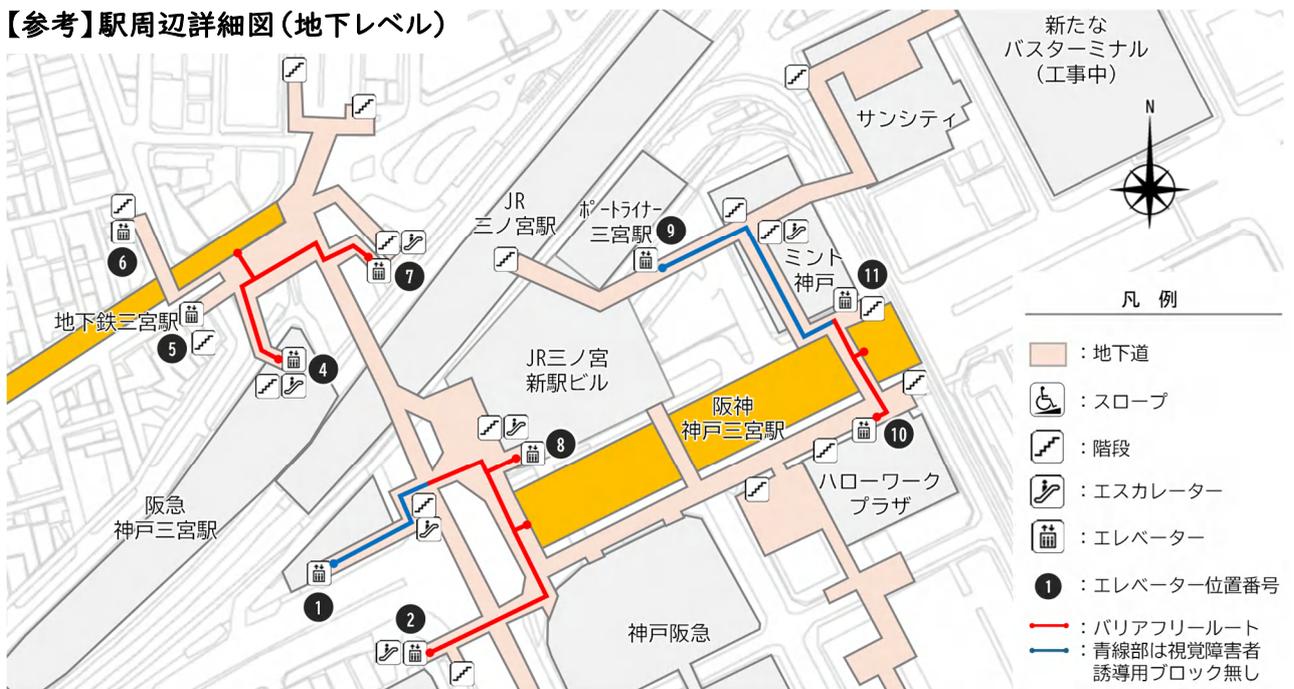




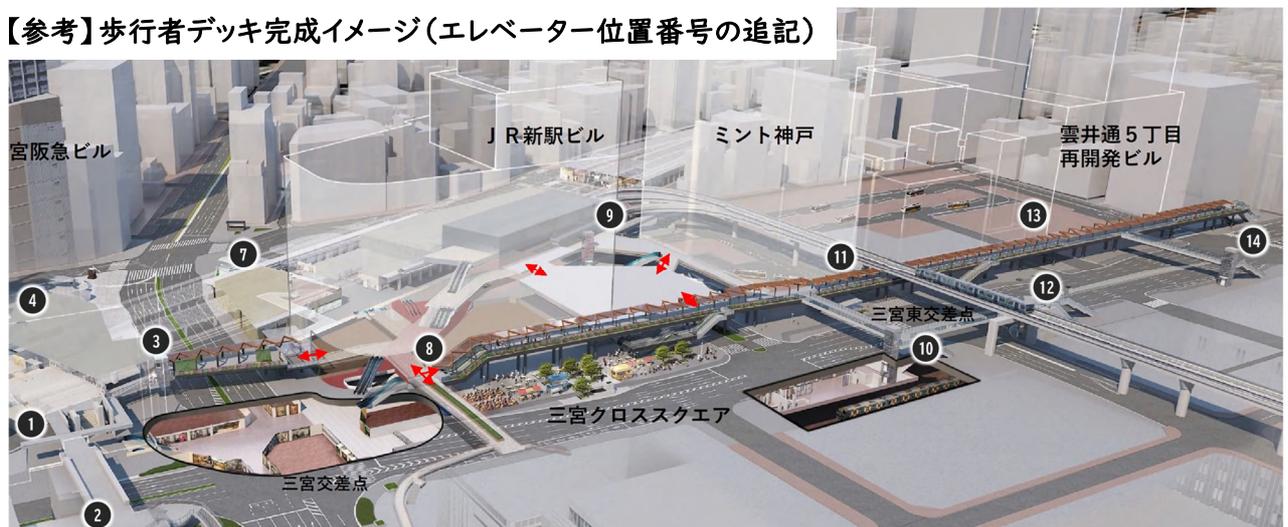
【参考】駅周辺詳細図(地上レベル)



【参考】駅周辺詳細図(地下レベル)



【参考】歩行者デッキ完成イメージ(エレベーター位置番号の追記)

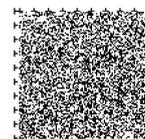


### (3) 実施事業

三宮地区における実施事業は、以下のとおりです。(完了目標年次:令和12(2030)年度)

施設・経路名	実施事業
<b>&lt;旅客施設&gt;</b>	
地下鉄三宮・花時計前駅	可動式ホーム柵の整備
新たなバスターミナル	建物の新築に併せたバリアフリー整備
<b>&lt;建築物&gt;</b>	
神戸市役所2号館	建物の改築に併せたバリアフリー整備
(仮称)新神戸文化ホール	建物の移転に併せたバリアフリー整備
(仮称)新三宮図書館	建物の移転に併せたバリアフリー整備
こども本の森 神戸	敷地内通路の視覚障害者誘導用ブロック敷設
<b>&lt;道路等&gt;</b>	
新神戸停車場線(東側)(経路3)	休憩施設の設置
神戸明石線(北側)(経路4-1)	歩道の拡幅
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
デッキ上の経路(経路4-2)	歩行者デッキの整備
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
新神戸停車場線(西側)(経路15)	休憩施設の設置
新神戸停車場線(経路21)	税関前歩道橋の架け替え

※都心・三宮の再整備は、長期にわたり複合的に事業が進められる大規模なものです。各工事の実施期間中においても、バリアフリールートが確保されるよう代替ルートの設定や適切な案内を行うなど、利用者への配慮に努めます。



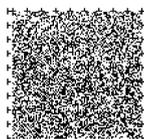
## 5. 垂水地区事業計画

### (1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧

#### 1) 生活関連施設の一覧

垂水地区の生活関連施設は、以下のとおりです。

区 分		施 設	
生活 関 連 施 設	鉄道旅客 施設	重点整備地区内の鉄道駅舎・バスターミナル	JR 垂水駅、山陽垂水駅
	官公庁 施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	垂水区役所
	福祉施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	
	医療施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	神戸徳洲会病院
	文化教養 施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	垂水区文化センター、垂水図書館、垂水年金会館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	
	路外 駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	レバンテ垂水駐車場
	その他	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の集配機能のある郵便局。その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	垂水体育館
主 要 施 他 設 の	公園	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	



生活関連施設数

9施設

その他の主要施設

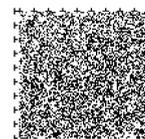
0施設

## 2) 生活関連経路の一覧

垂水地区の生活関連経路は、以下のとおりです。

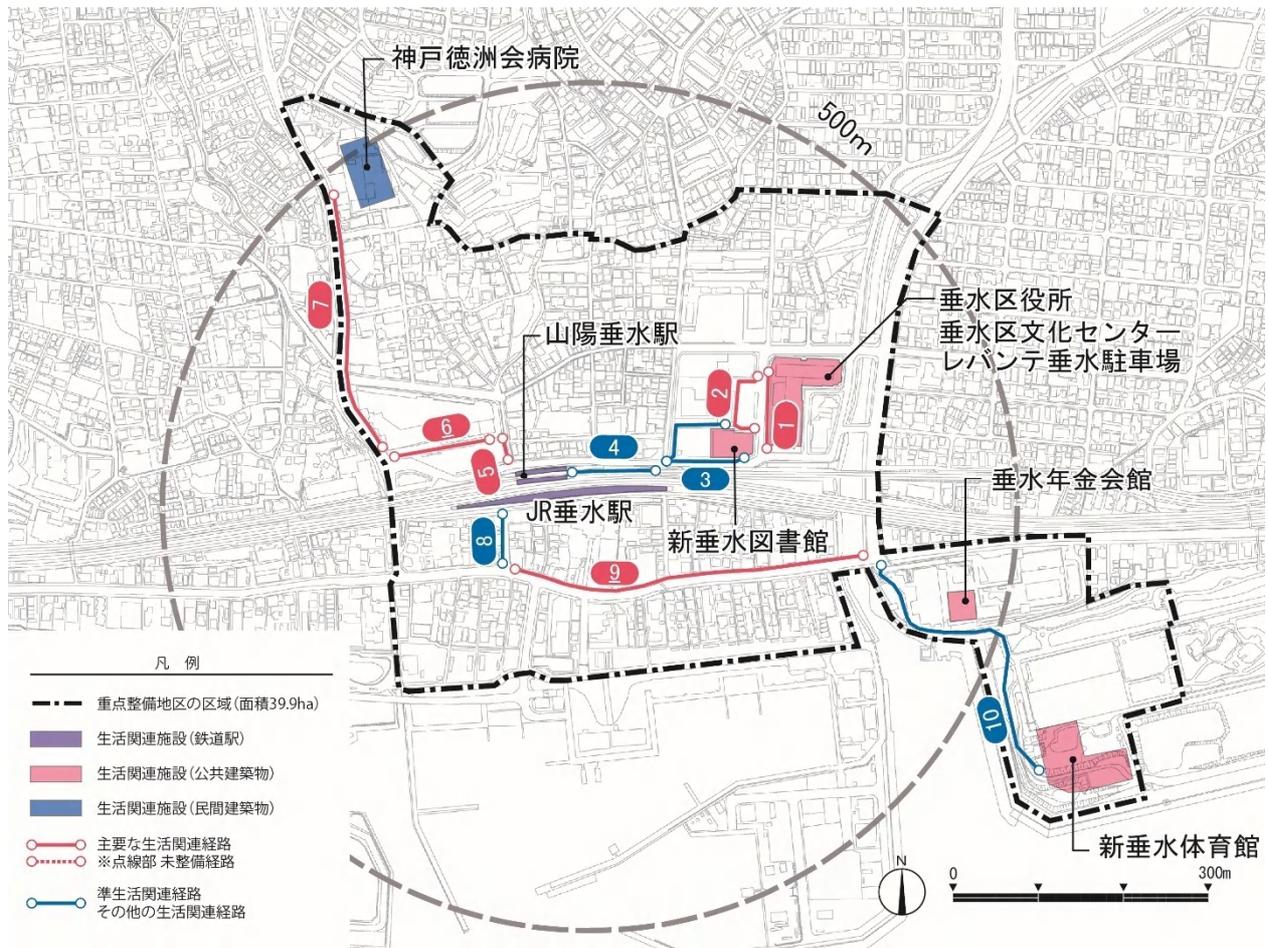
番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	西垂水 57 号線	神戸市	主要	110
2	天神川垂水駅福田川線(北側)		主要	120
3	天神川垂水駅福田川線(南側)、 西垂水 60 号線～新垂水図書館を結ぶ経路		準	220
4	PLICO 垂水内通路	民間	その他	170
5	西垂水 64 号線	神戸市	主要	50
6	ウエステ垂水通路		主要	140
7	商大線		主要	350
8	垂水停車場線		準	70
9	国道2号	国土交通省	主要	450
10	国道2号～新垂水体育館を結ぶ経路	神戸市	準	360

経路区分	内容	合計	
		経路数	延長
主要	主要な生活関連経路を示す。	6 経路	1,220m
準	準生活関連経路を示す。	3 経路	650m
その他	その他の生活関連経路を示す。	1 経路	170m



## (2) 重点整備地区図

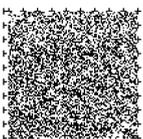
垂水地区の重点整備地区は、以下のとおりです。



## (3) 実施事業

垂水地区における実施事業は、以下のとおりです。(完了目標年次:令和12(2030)年度)

施設名	実施事業
<b>&lt;建築物&gt;</b>	
神戸徳洲会病院	建物の移転に併せたバリアフリー整備
垂水区役所(垂水図書館跡)	区役所機能の拡張(授乳室の整備等)



## 6. 岡場地区事業計画

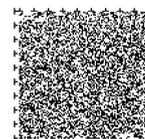
### (1) 生活関連施設・生活関連経路の一覧

#### 1) 生活関連施設の一覧

岡場地区の生活関連施設は、以下のとおりです。

区 分		施 設	
生活 関 連 施 設	鉄道旅客 施設	重点整備地区内の鉄道駅舎・バスターミナル	神戸 電鉄岡場駅
	官公庁 施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	北神区役所
	福祉施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	
	医療施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	文化教養 施設	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	北神区文化センター、北神図書館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	
	路外 駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	
	その他	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の集配機能のある郵便局。その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	
主 要 施 他 設 の	公園	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	

生活関連施設数	4施設
その他の主要施設	0施設



## 2) 生活関連経路の一覧

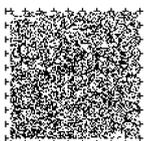
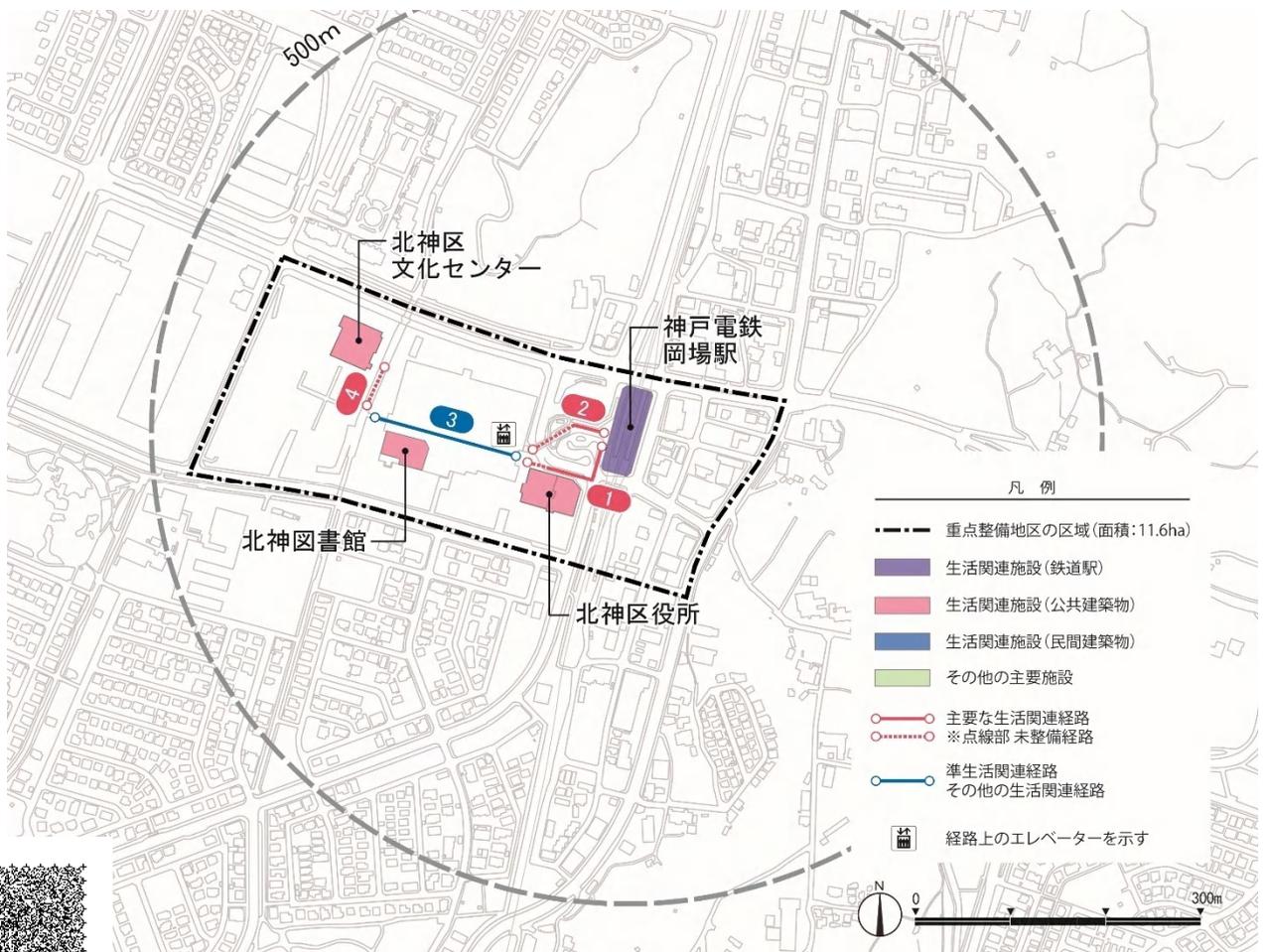
岡場地区の生活関連経路は、以下のとおりです。

番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	吉尾田尾寺線	神戸市	主要	150
2	吉尾田尾寺線		主要	110
3	エコール・リラ内経路	民間	準	190
4	藤原線	神戸市	主要	70

経路区分	内容	合計	
		経路数	延長
主要	主要な生活関連経路を示す。	3 経路	330m
準	準生活関連経路を示す。	1 経路	190m
その他	その他の生活関連経路を示す。	0 経路	0m

## (2) 重点整備地区図

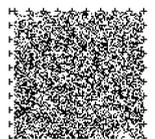
岡場地区の重点整備地区は、以下のとおりです。



### (3) 実施事業

岡場地区における実施事業は、以下のとおりです。(完了目標年次:令和 12(2030)年度)

施設・経路名	実施事業
<道路等>	
吉尾田尾寺線(経路 1)	視覚障害者誘導用ブロックの整備
吉尾田尾寺線(経路 2)	駅前広場の再整備に併せたバリアフリー整備
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
藤原線(経路 4)	視覚障害者誘導用ブロックの整備



## 7. ソフト事業計画

### (1) ソフト事業計画の概要

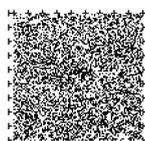
ソフト事業計画では、心のバリアフリーに関するものなど、全市的な取り組みを整理します。また、各事業は、特記の無い限り、目標年次を定めず、継続した取り組みを実施します。

### (2) 公共交通事業者及び施設設置管理者等の事業計画

公共交通事業者及び施設設置管理者等の事業は、以下のとおりです。

分類	実施事業
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	
西日本旅客鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施、介助技術教育の実施
阪急電鉄株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施
阪神電気鉄道株式会社	職員のバリアフリーに関する接客教育の実施
山陽電気鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施
神戸電鉄株式会社	研修会等参加による職員の意識改革の実施
神戸新交通株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施
神戸市交通局	交通バリアフリー研修の実施
<b>&lt;バス&gt;</b>	
市営バス	移動円滑化基準適合車※の導入
	バス停留所の視覚障害者誘導用ブロックの整備
	乗務員へのバリアフリー教育の継続実施
民間バス	移動円滑化基準適合車※の導入
	乗務員へのバリアフリー教育の継続実施
	バリアフリー教室の実施
	バリアフリー推進会議への参画
<b>&lt;タクシー車両&gt;</b>	
タクシー事業者	福祉タクシーの導入
	タクシーバリアフリー研修の実施
	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進
<b>&lt;信号機等&gt;</b>	
公安委員会	音響式信号機等の設置
	道路標示・道路標識の設置
	既存信号のLED化

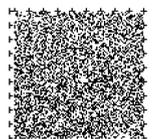
※ノンステップバス・ワンステップバス



### (3) 心のバリアフリーに関する事業計画

心のバリアフリーに関する事業は、以下のとおりです。

分類	実施事業
参加・経験を通じたバリアフリー、介助等に関する理解を深めるための心のバリアフリー教育	UD出前授業(こうべ市民福祉振興協会)
	みち・みず・みどりの学校(建設局)
	福祉体験学習(教育委員会)
	バス営業所による体験学習(交通局)
	心のバリアフリー研修(福祉局)
	手話を学べる動画の配信(福祉局)
	手話啓発講座(福祉局)
マナー意識向上に関する取り組み	おもいやりゾーン(高齢者、障害者、子育て世帯優先の駐輪スペース)の設置(建設局)
	一部駐輪場にてシニアカーの受入を試験実施(建設局)
	放置自転車対策(建設局)
	兵庫ゆずりあい駐車場制度(パーキング・パーミット制度)の普及啓発(福祉局)
バリアフリー関連情報の発信	神戸市、各事業主のホームページ等へのバリアフリー情報の掲載(福祉局)
	「バリアフリースイレ」の情報発信(都市局)
	障がい者に関するマーク等の利用の普及啓発(福祉局)



---

# 神戸市バリアフリー基本構想 事業計画編

---

令和8(2026)年 3月発行

編集・発行 神戸市 福祉局 障害福祉課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

---

